

ふじみ新ごみ処理施設整備事業

環境影響評価書案のあらまし



ふじみ衛生組合

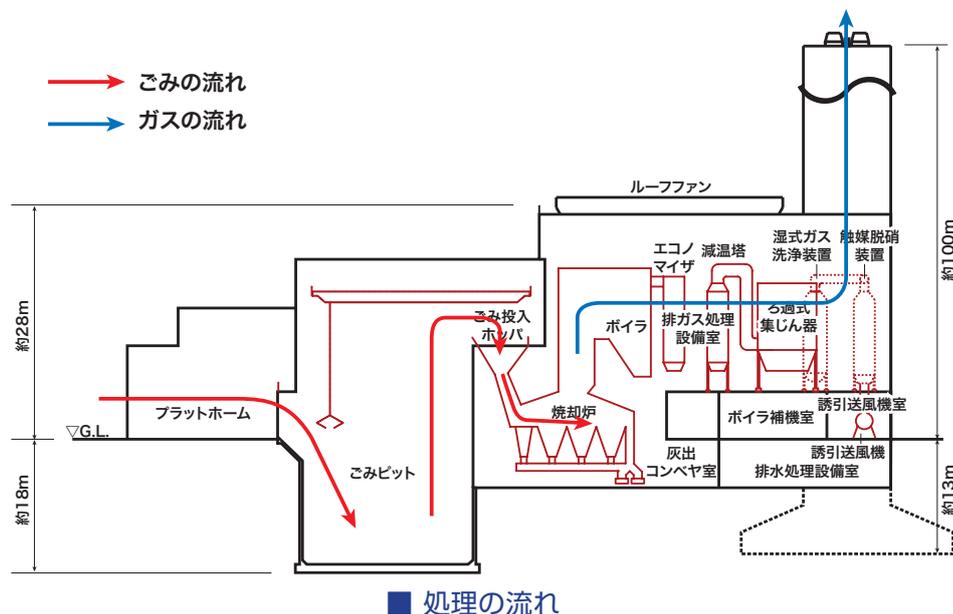
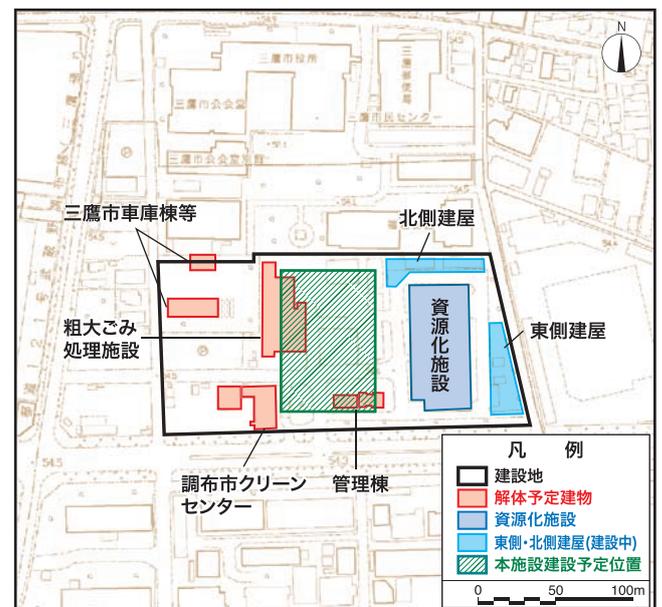
事業の概要

ふじみ衛生組合では、平成20年3月に策定された「新ごみ処理施設整備実施計画」に基づき、平成25年度稼働予定の新しいごみ処理施設（ごみ焼却場）の整備を進めています。

現在、建設地には、本組合リサイクルセンター不燃物処理資源化施設（以下、「資源化施設」とします。）、粗大ごみ処理施設等がありますが、このうち、資源化施設以外の施設を解体撤去した後に、整地して敷地内のほぼ中央に本施設を設置する予定です。



項目	内容
所在地	東京都調布市深大寺東町七丁目50番地30外
敷地面積	約2.6ha
処理能力	約288トン／日 (約144トン／日・炉×2基)
処理方式	全連続燃焼式（ストーカ炉）
主な建築物等	工場棟（高さ約28m） 煙突（高さ約100m）
工事着手年度	平成21年度 (既存建物の解体撤去工事から開始予定)
供用開始年度	平成25年度（予定）



運転計画等

本施設の年間稼働日数は358日程度、施設の稼働時間は24時間を予定しています。

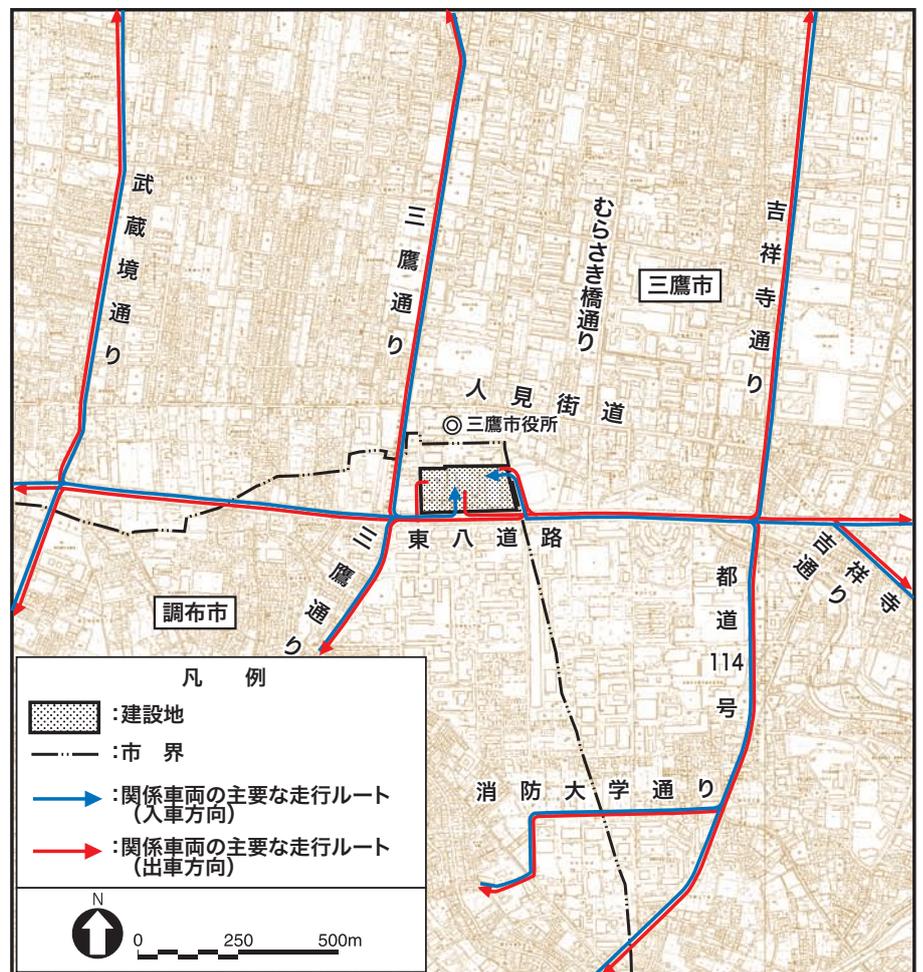
搬入時間は平日午前8時～午後6時までとし、火曜日と金曜日は、午前0時から午前5時まで、夜間収集ごみを搬入する予定です。

本施設に出入りする車両(以下、「関係車両」とします。)は、三鷹通り、武蔵境通り、吉祥寺通り、東八道路、都道114号等に走行経路を分散させる計画です。

■ 本施設に出入りする車両(関係車両)

種類	使用する車両	走行台数	備考
可燃ごみ収集車両	2～4トンパッカー車	平均約190台 最大約310台	新規
不燃ごみ・粗大ごみ 資源物収集車両	2～4トンパッカー車 2トントラック	平均約120台 最大約200台	運行中
焼却灰の搬出車両	10トンダンプトラック(天蓋装置付き) 10トンタンクローリ車	平均4～5台	新規
資源物の搬出車両	10トントラック 等	平均12台	運行中

■ 関係車両の主要な走行ルート



ごみ処理後の排出ガス濃度は、減温塔、ろ過式集じん器、触媒脱硝設備等を設置し、国の基準と同等以上に設定した自主規制値を遵守します。

■ 排出ガス濃度の自主規制値

項目	本計画設定値	国の基準
ばいじん	0.01g/m ³ N以下	0.04g/m ³ N以下
硫黄酸化物	10ppm以下	46ppm以下
窒素酸化物	50ppm以下	250ppm以下
塩化水素	10ppm以下	430ppm以下
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N以下	0.1ng-TEQ/m ³ N以下
水銀	0.05mg/m ³ N以下	設定なし

工事計画

本施設は、平成21年度後半より既存建物の解体撤去工事に着手します。平成24年度後半には施設の試運転を開始して、平成25年度からの稼働を予定しています。

年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
解体・造成工事	既存建物解体撤去工事					
	造成工事					
建築・プラント工事	準備工事					
	土木工事（掘削工事・基礎工事）					
	建築工事（躯体工事・煙突設置工事）					
	機械設備工事					
	外構工事					
	試運転					
供用開始						

環境影響評価項目の選定

環境影響評価の項目は、事業計画案の内容と環境の地域特性から、以下の11項目を選定しました。

環境影響評価の項目	大気汚染	悪臭	騒音・振動	水質汚濁	土壌汚染	地形・地盤	地質	水循環	生物・生態系	日照影	電波障害	風環境	景観	史跡・文化財	自然との触れ合い活動の場	廃棄物	温室効果ガス
環境影響要因の区分																	
工事の施行中	●		●		●	●		●								●	
工事の完了後	●	●	●			●		●		●	●		●			●	●

環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価の概要

大気汚染

工事の施行中

○建設機械の稼動

浮遊粒子状物質濃度及び二酸化窒素濃度は、環境基準値を下回ります。

○工事用車両の走行

浮遊粒子状物質濃度及び二酸化窒素濃度は、環境基準値を下回ります。

工事の施行中に実施する主な環境保全措置

- ・ 建設地周囲には、仮囲いを設置します。
- ・ 排出ガス対策型の建設機械を使用します。
- ・ 工事用車両は、指定した走行ルートを行走させます。
- ・ 工事用車両が周辺道路で待機することがないように、建設地内に速やかに入場させます。
- ・ 工事用車両は、不要な空ぶかしを防止するとともに、待機時のアイドリングストップに努めます。 等

工事の完了後

○施設の稼動

二酸化いおう濃度及び浮遊粒子状物質濃度、二酸化窒素濃度、ダイオキシン類濃度、塩化水素濃度、水銀濃度は、いずれも環境基準値その他の評価の指標を下回ります。地形及び周辺建物の影響や排ガスの短期高濃度の予測においても、いずれも環境基準値その他の評価の指標を下回ります。

○関係車両の走行

浮遊粒子状物質濃度及び二酸化窒素濃度は、環境基準値を下回ります。

工事の完了後に実施する主な環境保全措置

- ・ ろ過式集じん器等を設置し、排ガス濃度自主規制値を遵守します。
- ・ 関係車両は、指定した走行ルートを行走させます。
- ・ 関係車両が周辺道路で待機することがないように、施設内に速やかに入場させます。
- ・ 関係車両は、不要な空ぶかしを防止するとともに、待機時のアイドリングストップに努めます。 等

悪臭

工場棟のプラットホーム付近等から漏洩する悪臭、焼却炉稼働中及び焼却炉休止中に煙突(臭突)から拡散する悪臭は、規制基準値を下回ります。

実施する主な環境保全措置

- ・プラットホーム出入口には、高速シャッターを設置します。
- ・入口と出口のシャッターが同時開放されない設備とし、風の吹き抜けを防止します。
- ・ごみピット内を負圧に保ち、悪臭の漏洩を低減します。
- ・焼却炉稼働時は、施設内の悪臭を燃焼用空気として炉室へ吹き込み、燃焼させます。
- ・ごみ収集車両に付着したごみなどは、洗車装置で洗浄します。 等

騒音・振動

工事の施行中

○建設機械の稼働

騒音レベル及び振動レベルは、ともに都の勧告基準値を下回ります。

○工事用車両の走行

騒音レベルは、1地点を除き環境基準値を下回ります。また、振動レベルは、全ての地点で規制基準値を下回ります。

工事の施行中に実施する主な環境保全措置

- ・建設地周囲には、仮囲いを設置します。
- ・低騒音・低振動型の建設機械を使用します。
- ・工事用車両は、不要な空ぶかしの防止に努めるとともに、待機時のアイドリングストップに努めます。 等

工事の完了後

○施設の稼働

騒音レベル及び振動レベルは、規制基準値を下回ります。

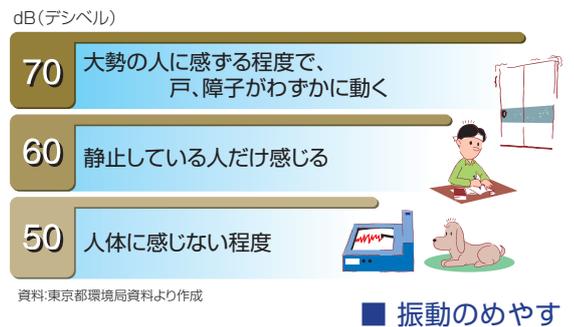
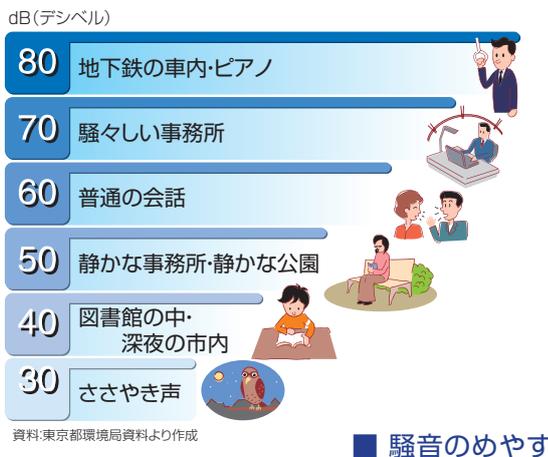
○関係車両の走行

騒音レベルは、1地点を除き環境基準値を下回ります。また、振動レベルは、全ての地点で規制基準値を下回ります。

騒音・振動 (続き)

工事の完了後に実施する主な環境保全措置

- ・ 関係車両は、指定した走行ルートを行走させます。
- ・ 関係車両は、不要な空ぶかしの防止に努めるとともに、待機時のアイドリングストップに努めます。
- ・ 設備機器は、必要に応じて、消音器の設置など防音対策を実施します。
- ・ 屋外に設置する機器には、防音対策を実施します。 等



土壌汚染

土壌汚染の状況の調査の結果、六価クロム化合物が確認された以外は、取り扱った履歴のある有害物質は確認されませんでした。しかし、調査地点数が限られていることや過去の使用形態等より、汚染が生じている可能性が残されているため、解体予定の建物の廃止後、東京都条例に基づく土壌汚染の調査を実施し、土壌汚染の状況を明らかにします。

実施する主な環境保全措置

- ・ 既存建築物の解体撤去工事の前に、東京都条例に基づく適正な土壌汚染調査を実施します。
- ・ 土壌汚染が確認された場合には、東京都のマニュアル等に従い、適正な調査を実施します。
- ・ さらに、汚染土壌が検出された場合、東京都条例に基づく適正な汚染土壌の除去を行います。 等

地盤

ソイルセメント連続壁、親杭横矢板等の山留工法、安定勾配を有するオープンカットにより、地盤の安定性は確保されます。また、地下水流動阻害の発生程度も小さく、著しい地下水位の変動は生じないことから、地盤沈下及び地盤の変形は生じません。

水環境

ごみピット及び煙突基礎部はソイルセメント連続壁によって武蔵野礫層の地下水が遮断されますが、25～50mほどであり、ほとんど地下水の流れを分断せず、地下水は地下構造物を回りこみます。また、支持杭については、杭の間隔は約3～5mあり、地下水の流れを阻害するには至りません。

地盤、水循環で工事の施行中に実施する主な環境保全措置

- ・深い掘削の際は、止水性の高いソイルセメント連続壁を用い、土留壁の安定性を確保するとともに地下水の湧出を抑えます。
- ・掘削箇所で湧出した地下水は、沈殿処理をした後、公共下水道に放流します。 等

地盤、水循環で工事の完了後に実施する主な環境保全措置

- ・工事完了後の一定の期間は、地下水位を測定します。

日影

工場棟、既存資源化施設、東側・北側建屋の3施設による複合日影（煙突を含まず）は、4時間日影線は敷地境界から5m未満、2.5時間日影線は敷地境界から10m未満であり、東京都条例に定める基準を下回ります。

実施する主な環境保全措置

- ・建設地の中央付近に施設を配置し、建設地の東側、西側及び北側からの後退距離を確保します。
- ・工場棟のうち、高さの低いプラットホーム部を北側に、高さのある炉室部と煙突を南側に配置します。 等

電波障害

東京局の地上デジタル放送（21～28ch）の電波障害範囲は建設地内に収まっており、建設地周辺の住宅等への障害は生じないと予測されます。東京局の地上デジタル放送（20ch：東京メトロポリタン）については、敷地境界より約1,300mの範囲で遮へい障害が生じると予測されます。また、衛星放送については、建設地の北側と北東側の一部で敷地境界より数m～10m程度の電波障害が生じると予測されます。

工事の施行中に実施する主な環境保全措置

- ・電波障害の相談窓口を設け、住民からの苦情等に適切な対応を行います。
- ・電波障害の発生が予想される地域には、工事着手前に周知します。等

工事の完了後に実施する主な環境保全措置

- ・電波障害が生じた場合には、速やかに調査を行い、本事業による障害と明らかになった場合には、ケーブルテレビ等による電波の受信対策等の適切な措置を講じます。
- ・東京スカイツリー（新タワー）供用後の電波障害は、再度、障害範囲の検討を行い、新たな障害範囲が発生した場合には、上記と同様の対策を実施します。

等

景観

現況の主要な景観の構成要素を改変することはありませんが、一部スカイラインの変化や眺望の変化が予測されます。

また、圧迫感が発生する目安（形態率14%）を上回る範囲は、東八道路の沿いの一部であり、圧迫感を感じるのは当該区域を通過するごくわずかな時間に限られます。



■ 三鷹市役所中庭からの将来の予想写真



■ 調布市総合体育館からの将来の予想写真

景観(続き)

実施する主な環境保全措置

- ・本施設の煙突などは、空や住宅地と調和した意匠・色彩とし、周辺の街並みと調和するよう配慮します。
- ・施設と敷地境界との間に十分な後退距離を確保し、敷地内には、緑地を設置します。
- ・緑地には、高木、中木、低木を、適切な割合で配置します。 等

廃棄物

工事の施行中

○既存建築物の解体撤去

約12,200tの建設廃棄物と、約430L(約600kg)の特別管理産業廃棄物(PCB)、約1.3m³の石綿含有廃棄物が発生します。建設廃棄物の総量の再資源化率は、目標値(東京都 平成22年度目標値)を達成すると予測されますが、コンクリート塊、木くずの再資源化率は、目標値を下回ると予測されます。これらの建設廃棄物は、目標値を達成するよう場内外における再利用、再資源化に努めます。

○掘削工事

約32,100m³の建設発生土と、約4,100m³の建設汚泥が発生します。

○建設工事

約460tの建設廃棄物が発生します。建設廃棄物(総量)の再資源化率は、目標値を下回ると予測されます。建設工事の際は、目標値を達成するよう建設廃棄物の場内外における再利用、再資源化に努めます。また、再資源化率が低い建設混合廃棄物の発生量を抑制するため、分別回収を徹底します。

工事の施行中に実施する主な環境保全措置

- ・既存建築物等の解体撤去で発生した特別管理産業廃棄物(PCB)、石綿含有廃棄物は、東京都のマニュアル等に基づき、適正に回収・収集運搬、処理・処分を実施します。
- ・発生した建設発生土は、敷地内での使用に努めるとともに、場外へ搬出するものについては、残土処分場等に搬入し、適正に処理を行います。
- ・受入先(残土処分場)が定める基準に適合しない建設発生土や発生した建設汚泥は、産業廃棄物として適正に処分します。

廃棄物 (続き)

- ・発生した建設廃棄物は、発生量の抑制に努めるとともに、分別・収集し、可能な限り再利用されるよう努めます。
- ・再利用できない廃棄物は、産業廃棄物の運搬・処分業認可を受けた業者に委託し、マニフェストシステムに基づいて適正に処理・処分します。 等

工事の完了後

○施設の稼働

約6,900tの焼却灰・飛灰と約40tの汚泥が発生し、焼却灰中より約310tの金属(鉄分)が回収されると予測されます。

工事の完了後に実施する主な環境保全措置

- ・発生した焼却灰・飛灰は、全てエコセメント原料化します。
- ・発生した汚泥については、重金属の溶出防止処理後、エコセメント原料化します。 等

温室効果 ガス

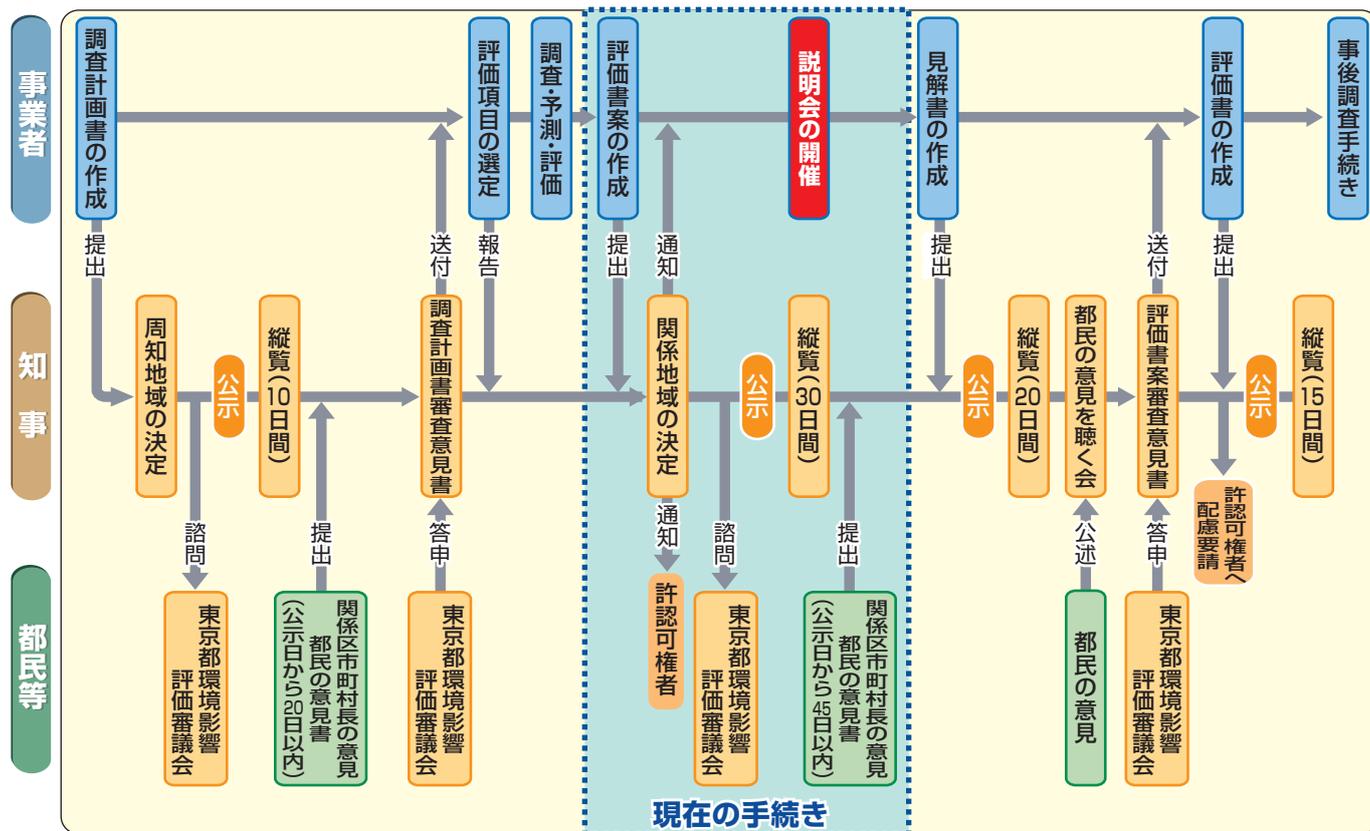
本施設では、電気、灯油の使用及び廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出とともに、焼却の際の発電による温室効果ガスの削減が予測されます。

温室効果ガス排出量	約35,000t-CO ₂
温室効果ガス削減量	約10,000t-CO ₂
総排出量	約25,000t-CO ₂

実施する主な環境保全措置

- ・ごみ焼却によって発生する廃熱を利用して、発電を実施します。発電によって得られた電力は、施設内で使用するとともに、周辺の公共施設へ供給を行います。
- ・ごみ焼却によって発生した蒸気、温水は、施設内の給湯等に使用します。
- ・既存施設の解体・撤去の際は、フロン類を大気中へ放出しないよう、フロン類の回収、処理の許可を受けた業者へ委託し、適切に処理・処分します。
- ・屋上緑化を行い、建屋内の室温の上昇を抑制して、冷房に使用する電力を削減します。
- ・場外へ最大5GJ/hの余熱を供給します。 等

環境影響評価の手続きの流れ



意見書の提出について

意見書の提出先

東京都環境局 都市地球環境部 環境影響評価課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
第二本庁舎8階

意見書の提出期限

平成21年5月11日(月)まで
郵送の場合、当日消印有効

意見書の記載事項

1. 氏名及び住所
2. 対象事業の名称
3. 環境の保全の見地からの意見

環境影響評価書案の閲覧場所

- 縦覧期間
平成21年3月27日(金)～4月27日(金)
- 縦覧場所
 - ・三鷹市生活環境部環境対策課
(市役所第二庁舎2階)
 - ・調布市環境部環境政策課(市役所8階)
 - ・武蔵野市環境生活部環境政策課
(市役所西棟7階)
 - ・東京都環境局都市地球環境部環境影響評価課
(都庁第二本庁舎8階)
 - ・東京都多摩環境事務所管理課
(立川合同庁舎4階)

お問い合わせ先

ふじみ衛生組合 新施設建設準備室

東京都調布市深大寺東町七丁目50番地30 TEL: 042-490-5374